

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

(違反対象物の公表制度)

違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。



公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表の方法は

さいたま市のホームページへ掲載します。

公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

制度の
開始時期は

平成27年4月1日です。



【参考】消防法に基づく火災予防上の命令を受けた防火対象物

消防局では、違反対象物の公表制度のほかにも、消防法令に違反し、関係者が建物の改修など火災予防上の必要な措置をとるよう、消防法に基づく命令を受けた防火対象物についても、ホームページでの公表や建物の入口などに標識を設置するなどして公示し、市民や利用者の方々へお知らせしています。

問合せ先

「表示制度」「公表制度」については、下記にお問い合わせください。

■西区 さいたま市西消防署管理指導課 048-623-1199
■北区 さいたま市北消防署管理指導課 048-654-3456
■大宮区 さいたま市大宮消防署管理指導課 048-648-6505
■見沼区 さいたま市見沼消防署管理指導課 048-681-0119
■中央区 さいたま市中央消防署管理指導課 048-852-9119

■桜区 さいたま市桜消防署管理指導課 048-836-0119
■浦和区 さいたま市浦和消防署管理指導課 048-833-1319
■南区 さいたま市南消防署管理指導課 048-861-0119
■緑区 さいたま市緑消防署管理指導課 048-873-0119
■岩槻区 さいたま市岩槻消防署管理指導課 048-749-0119